

車両制限令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○	車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）（抄）	．．．．．	1	
○	道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）	（附則第二項関係）	．．．．．	3
○	道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）（抄）	（附則第三項関係）	．．．．．	4
○	高速自動車国道法施行令（昭和三十三年政令第二百五号）（抄）	（附則第四項関係）	．．．．．	5

○ 車両制限令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）（抄）

改正案	現行
<p>（車両の幅等の最高限度）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 道路管理者が道路の強度、線形その他の道路の構造を勘案して国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の通行による道路の構造の保全及び交通の危険の防止上の支障がないと認めて指定した道路を通行する国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の重量及び長さの最高限度は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>一 重量 次に掲げる値</p> <p>イ 総重量 四十四トン以下で車両の車軸の数及び軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値</p> <p>ロ 軸重 十一・五トン以下で車両の総重量、車軸の数及び軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値</p> <p>ハ 輪荷重 五・七五トン以下で車両の総重量、車軸の数及び軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値</p> <p>二 長さ 十六・五メートル</p> <p>（通行方法の制限）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 第三条第四項の規定による指定を受けた道路について、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車に関し、道路管理者が当該道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要と認められる徐行その他の通行方法を定めるときは、当該道路を通行する国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車は、当該通行方法によらなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（車両の幅等の最高限度）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（新設）</p> <p>2（略）</p> <p>（通行方法の制限）</p> <p>第十条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>2（略）</p>

(緊急自動車等の特例)

第十四条 (略)

2 前項に規定するもののほか、公益上緊要な用務のために通行する国土交通省令で定める車両で、道路の構造の保全のための必要な措置を講じて通行するものについては、第五条から第七条まで、第九条及び第十条第三項の規定は、適用しない。

(緊急自動車等の特例)

第十四条 (略)

2 前項に規定するもののほか、公益上緊要な用務のために通行する国土交通省令で定める車両で、道路の構造の保全のための必要な措置を講じて通行するものについては、第五条から第七条まで、第九条及び第十条第二項の規定は、適用しない。

○ 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（道路管理者の権限の代行） 第四条（略） 一～三十六（略） 三十七 車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第七条第 二項の規定により車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度を定め、 及び同令第十条第三項の規定により通行方法を定めること。 三十八・三十九（略）</p>	<p>（道路管理者の権限の代行） 第四条（略） 一～三十六（略） 三十七 車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第七条第 二項の規定により車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度を定め、 及び同令第十条第二項の規定により通行方法を定めること。 三十八・三十九（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（車両制限令の規定の適用についての技術的読替え）</p> <p>第十九条 法の規定により機構及び会社若しくは地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理又は有料道路管理者が行う道路（都道府県道及び市町村道に限る。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）の規定の適用については、同令第三条第一項第二号イ中「道路管理者」とあるのは「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二条第七項に規定する機構等（以下単に「機構等」という。）若しくは同法第十八条第四項に規定する有料道路管理者（以下単に「有料道路管理者」という。）」と、同項第三号、同条第四項並びに同令第五条第三項、第六条第一項、第七条及び第十条から第十二条までの規定中「道路管理者」とあるのは「機構等又は有料道路管理者」と、同令第五条第一項中「道路管理者」とあるのは「機構等若しくは有料道路管理者」とする。</p> <p>2 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理について法第五十四条第一項の規定により適用する高速自動車国道法第二十五条の規定による車両制限令の規定の適用については、高速自動車国道法施行令第十四条の規定により読み替えられた車両制限令第三条第一項第三号及び第四項、第七条第二項及び第三項並びに第十条から第十二条までの規定中「国土交通大臣」とあるのは、「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」とする。</p>	<p>（車両制限令の規定の適用についての技術的読替え）</p> <p>第十九条 法の規定により機構及び会社若しくは地方道路公社が行う道路（高速自動車国道を除く。）の管理又は有料道路管理者が行う道路（都道府県道及び市町村道に限る。）の管理についての法第五十四条第一項の規定による車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）の規定の適用については、同令第三条第一項第二号イ中「道路管理者」とあるのは「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二条第七項に規定する機構等（以下単に「機構等」という。）若しくは同法第十八条第四項に規定する有料道路管理者（以下単に「有料道路管理者」という。）」と、同項第三号、同令第五条第三項、第六条第一項、第七条並びに第十条から第十二条までの規定中「道路管理者」とあるのは「機構等又は有料道路管理者」と、同令第五条第一項中「道路管理者」とあるのは「機構等若しくは有料道路管理者」とする。</p> <p>2 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理について法第五十四条第一項の規定により適用する高速自動車国道法第二十五条の規定による車両制限令の規定の適用については、高速自動車国道法施行令第十四条の規定により読み替えられた車両制限令第三条第一項第三号、第七条第二項及び第三項並びに第十条から第十二条までの規定中「国土交通大臣」とあるのは、「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」とする。</p>

○ 高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）（抄）（附則第四項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（車両制限令の規定の適用についての技術的読替え） 第十四条 法第二十五条第一項の規定による車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）の規定の適用については、同令第三条第一項第三号及び第四項、第七条第二項及び第三項並びに第十条から第十二条までの規定中「道路管理者」とあるのは、「国土交通大臣」とする。</p>	<p>（車両制限令の規定の適用についての技術的読替え） 第十四条 法第二十五条第一項の規定による車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）の規定の適用については、同令第三条第一項第三号、第七条第二項及び第三項並びに第十条から第十二条までの規定中「道路管理者」とあるのは、「国土交通大臣」とする。</p>